

## 社会福祉法人清水町社会福祉協議会 ひとり親資格取得等助成金交付要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、ひとり親家庭の親が就職につながる資格取得に掛かる経費や能力開発のための技能講座の受講に掛かる経費に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、以てひとり親家庭の親の就業を促進しキャリアアップを図ることを目的とする。

### (財源)

第2条 助成金の財源は、社協ひとり親等支援基金を充てるものとする。

### (交付対象要件)

第3条 交付対象者要件は次の号によるものとする。

- (1) 清水町在住者で就労等に有利な資格取得を目指す者
- (2) 清水町在住者で就労等に役立つ講座を受講し、自身のスキルアップを目指す者
- (3) 「ひとり親家庭の親」とは、清水町に居住し、支度金の請求時点において、清水町から児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)の規定に基づき、児童扶養手当を受給している者をいう。

### (交付対象資格)

第4条 助成金交付対象事業は次の事業に限るものとする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座にある資格
- (2) その他社協会長が認める資格

### (交付対象講座)

第5条 助成金交付対象事業は次の事業に限るものとする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座
- (2) その他社協会長が認める講座

### (助成金額)

第6条 助成金額は、次の号によるものとする。

- (1) 50,000円を限度とし、1回限りとする。

### (交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、申請書に関係書類を添えて、社協会長へ提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

- ア ひとり親資格取得等助成金交付申請書（様式第1号）
- イ 児童扶養手当証書の写し
- ウ 資格を取得された方は資格書の写し
- エ 技能講座受講者は講座を受講したことが確認できるもの
- オ 運転免許証、健康保険証等本人確認ができるものの写し

2 資格取得に伴う交付申請にあたっては、資格取得後から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

3 講座受講に伴う交付申請にあたっては、講座受講後から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

(交付決定)

第8条 社協会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、決定する。

2 交付を決定した場合は、ひとり親資格取得等助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(支払方法)

第9条 助成金は、交付決定をした日から30日以内に、申請者の申し出た口座振替の方法により支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 社協会長は、申請者が偽りその他不正な手段により、助成金を受給したとき、または助成金の交付後に交付対象資格者でないこと等が判明したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、社協会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ひとり親資格取得等助成金交付申請書

清水町社会福祉協議会  
会 長 様

ひとり親資格取得等助成金交付を受けたいので、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請者	氏 名	⑩	
	住 所		
	生年月日		
資格取得内容又は 技能講座受講に関する 内容			
交付申請額	円		
内 訳	受講料	円	円
	テキスト代	円	円
	交通費	円	円
		円	円

(助成金振込先口座)

振込先 金融機関	金融機関		科 目	普通 ・ 当座
	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

備考

※ 資格の写し又は技能講座受講修了証及び金額の根拠となる資料を添付してください。  
(バス代を除く)

様式第2号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会ひとり親資格取得等助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

様

清水町社会福祉協議会  
会長 印

年 月 日付けで申請がありましたひとり親資格取得等助成金交付申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定額 円

(支援金振込先口座)

振込先 金融機関	金融機関		科 目	普通・当座
	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			
振込日				

備考

※ この助成金の申請に関し、虚偽の申請をした場合は、助成金を返還していただきます

※ 別に内規で受講料 テキスト代 交通費について定める。